

地方行財政検討会議（第1回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年1月20日（水）17時35分～19時
- 2 場 所 総務省第一特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）
- 3 出席者 原口総務大臣、渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、逢坂内閣総理大臣補佐官、達増拓也
岩手県知事、奥山恵美子 仙台市長、松田直久 津市長、横尾俊彦 多久市長、金子万寿夫 鹿児島
県議会議長、五本幸正 富山市議会議長、野村弘 長野県上松町議会議長、石原俊彦 関西学
院大学教授、岩崎美紀子 筑波大学教授、碓井光明 明治大学教授、斎藤誠 東京大学教授、西
尾勝 東京大学名誉教授、林宜嗣 関西学院大学教授

4 概 要

- 小川政務官より、構成員の紹介があった後、原口総務大臣（地方行財政検討会議議長）から挨拶があった。
- 小川政務官より、本会議の目的、構成員、分科会等について、説明があった。
- 本会議の議事の公開について、次のとおり決定した。
 - ・ 本会議については、原則として公開
 - ・ 本会議の資料については、会議の終了後、原則として、速やかに公表
 - ・ 議事要旨については、会議の終了後、速やかに事務局において作成し、公表
 - ・ 議事録については、会議の終了後、速やかに事務局において作成し、構成員の確認の上、発言者の名前入りで公表
 - ・ これらの本会議の資料等については、いずれも、総務省ホームページに掲載する方法により公表。
 - ・ 議事をカメラにより撮影し、後日インターネットにおいて公表
- 小川政務官より、本会議における検討の視点、検討項目の例等、今後の検討の方向性のイメージについて、参考までに提示して説明があった。
- 地方自治法の概要、経緯や、諸外国の制度等について、久元自治行政局長から説明があった。

（以下、自由討議）

- 大都市制度については、戦後の中でほとんどといっていいほど見直しが行われてこなかった。特に大都市には、大都市固有の都市的な行政のニーズが求められている中、現在の財政制度においてそれらが十分に税の制度の中で配分されていないのではないか、そのやっている業務と税のあり方について齟齬があるのではないか。
- 現在の政令指定都市の中で様々な都市的な形態の違いが出てきており、これを一律に扱うことができるかどうかという点についても精査が必要ではないか。一律にこれらを委任する項目を精査していくよりは、むしろある部分的な幾つかのメニューをつくりながら、都市の性格に応じて選択していくことも考えられてもいいのではないか。

- 基礎自治体がより自由でそして強くなっていくことが、都道府県という広域で見たときの広域をよくしていくことが基本である。そういう意味で、市町村が強くなること、また、大都市の中でも最近多様になってきているが、そういう色々な多様な市町村が自分らしさを発揮しながら強くなっていけるようにということが基本的な方向ではないか。
- 基礎自治体を一律に、例えば面積とか人口とかそういうもので区切るのではなく、また、新たなものの見方というか、それぞれが守ってきたものとか、そういうものをやはり1つずつ見直していく必要があるのではないか。
- 自分たちが努力したことが次の世代に伝えていけるように、あるいはそのことでよい地域になったと思えるような努力に骨を惜しまないという気持ちの方たちの知恵と努力を支えるような地方自治制度、地方の行政に関わる制度というのが待望されていると思う。精緻な制度でなければいけないと同時に、希望をもたらすような改革もぜひ方向性として明示して発信していくことが大切ではないか。
- 基本法的なものの制定、あるいは憲法に分権とか地域主権とか、そういうものを明記することを考えてもよいのではないか。
- 今後色々な制度について議論をしていくと思うが、そのときに、1つは多様で自由な制度選択ができるようにするのかどうかというスタンスがあるかないかで随分変わるし、また、道州制的なものを射程に入れるかで、議論が変わってくる。しっかりとある程度方向づけをつけないと、議論が輻輳しかねない。
- 地域主権改革を進める上で、地方自治の一翼を担う住民意思決定機関、代表機関としての議会のあり方とこのを大きく変えていかなければならない。住民意思決定機関であるので、そのやり方は色々な選択があつていいのではないか。
- 議員の職務・職責を明確に法律に書いていくことが、基本的にまず必要である。日常的に地方議員が住民意思を把握するための日常活動も議員活動であり、早めに議論を深めていただきたい。
- 地域主権改革について期待しているので、どんどん進めていただきたい。380万人近い大きい横浜市から4,000、5,000程度の市もあり様々である。財政の視点からも見ていただき、理解いただいて、援護を賜りたい。
- 議会の権能を強化していただきたいと申し上げているが、地方議会も意識改革を行い、強い議会になっていかなければいけない。また、自由な議論ができる議会にしていかなければいけない。
- 議会のあり方については、活性化と言い続けてきたが、もう一度原点に立ち返って歴史的検証をすることが必要ではないか。
- これまでの議会の組織の自由度の拡大等をさらに加速し、それぞれの地域に合った地方政府、個性ある議会の制度や、運営が選択できる自由度の大きな制度設計が望まれる。
- 地域の活性化ということが大きな課題として取り組まれている中で、そこに制度的な障害があるとすれば、これは撤廃をしていかなければいけない。それが地方分権であり、制度改革だと考えていけば、社会経済情勢が非常に大きく変化し、それに合った地域を形成していくためのいわゆる環境整備という視点から、地方自治法の改正をしていかなければいけないのではないか。

- 例えば、貧困問題にしても、社会の変化の中で貧困問題が大都市問題になってきている。このように社会経済情勢が大きく変化しているということを踏まえ、そして、さらには、将来的にどのような変化をしていくのかも視野に入れた制度改革でなければならない。
- また、地域のトレンドをいかに、どのような方向に変えていくのかも視野に入れた制度改革をこの場で行っていききたい。

- 参考資料1「地域主権戦略の工程表（原口プラン）」の中に、地域主権戦略会議とあり、最終的に地域主権推進基本法の制定へという言葉が使われている。一方、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）ともあるが、地方政府基本法と地域主権推進基本法は全く別物なのか、関連しているものなのか。また、この地方行財政検討会議と地域主権戦略会議の相互関係をどのように考えているのか。
- 地方政府基本法と地域主権推進基本法は別のものであると御理解いただきたい。地方政府基本法は、まさに地方自治法の抜本改正による新たな自治のあり方を考えるための法律で、1つの独立したものと考えている。また、地域主権推進基本法は、これから、今年の夏、大綱を策定する予定であるが、そういったことも踏まえて、今後、地域主権をさらに進めていくための基本的な考え方を定めるための法律であり、別である。この地方行財政検討会議と地域主権戦略会議の関係については、最終的には、この会議において決定したものを地域主権戦略会議、総理が出席する場でオーソライズして、そこで決定して実行へ持っていくということに御理解いただきたい。

- 自主組織権については、遺憾ながらほとんどないと言えるのではないかと。自主組織権というのは、やはり地方自治体の基本的な権能であり、それぞれが自ら考えられるような枠組みをつくっていくというのが非常に大事ではないか。
- それに対して、地方自治体の活動を、地方自治体自身、あるいは住民がチェックしていく仕組みについては、自主組織権そのものよりは、やはり国として決めなければならないものは残るのではないかと。自主組織権として最大限自由度を尊重していくという事柄と、自治体なり住民が自律的にチェックをする仕組み自体は国がある程度決めざるを得ないというものを新たな目で切り分けていくことが、まず必要ではないか。

- 住民であることを実感できるような仕組みがやはり必要なのではないかと。

- 地方制度というのは内政のインフラであり、内政の統治機構の基本をなしている。
- 憲法があって、憲法の中で地方について言及がされる、それを実際に制度として基本法がつくられ、個別法の国法秩序の位置付けのようなものがどうなるかということを考えておかないと、現在と同じ状況になる。
- 二元代表制の問題については、現憲法の改正が必要になるかもしれないわけであるが、憲法改正まで射程に入れているのか。
- 自分たちの地域のことを自分たちで考えるということをお子さんのころから考える機会というのが、一番公的な機会があるのは選挙であるので、その年齢を18歳にすることは一考に値するのではないかと。

- 地域主権を進めようとするときには、1つ1つの地方自治体の力を蓄えていくことが重要であり、マネジメント、ガバナンスの力を高めていくことが必須ではないか。そういう観点からすると、現行の財務会計制度については、若干再検討をしてもいいのではないかと。
- 民間企業が行っている内部統制について、民の模範となるべき役所が今まだ踏み込めていないというのは、

やはりこれからの課題ではないか。

- 地域主権を進めるときに大きな力を発揮されるのが地方自治体の職員であり、その方が不祥事を起こすということになると、地域主権は少しブレーキがかかる。そういう意味で、ガバナンス、監査といったようなものの専門性の強化が大きな課題になっていくのではないか。
- 道州制はどこまでの議論を想定しているのか。
 - 多様で自由な制度選択を保障する流れでもって、基礎自治体主義、基礎自治体にパワーをつけて、道州制というのは、その地域の方々が選択をしていただくというのが私たちの考え方であり、関西圏のような取組を、可能にできるような法律や様々な支援で支えていこうというのが、私たちの基本的な考え方である。
- 地方政府基本法という形を視野に入れて進めるのであれば、理念の問題を整理することが必要ではないか。
- 国民が住民として、地方自治体を自由にデザインして、そして、それぞれの幸福や経済の発展を追求していくことができるというような、また、住民としての権利と国民としての権利の調整が必要になる場合もあり、国の政府と地方政府の間の協議の場などの制度の有り様が決まってくるのではないかと思うので、理念を整理する必要があるのではないか。
- 地域主権を進めていくことによって、日本がどんな国になっていくのか、地方が今まで守ってきたものは一体何なのかというようなことを整理していくことが、地域主権につながっていくのではないか。なるべくシンプルにわかりやすい方法で伝えていくことが必要ではないか。
- 地方分権によってどのように変わるのかといったような声が、場合によっては地方自治体関係者からも出てきたりする。これは、やはり地方分権とか地域主権について具体的な内容として地域の住民に伝わらなければ、国が考えているだけということになってしまう。
- 今後の議論において、地方自治体において、具体的に問題点といったことが、一体何が問題なのか、これはベースの問題なのか、あるいは制度の問題なのか、運用の問題なのかといったようなことも含めて、きちんと切り分けた議論をしていくことがわかりやすいメッセージになっていくのではないか。
- 地域主権戦略会議は、まさに、国と地方の関係性そのものを見直していこうということが主要なターゲットである。一方、この地方行財政検討会議においては、地方の自治体の構造なり、住民参加なり、その地方の土俵設定そのものを地域主権の時代に耐えられるものに変えていこうという議論をお願い申し上げたい。

※注 速報のため、以後、修正の可能性はある。

(文責：総務省自治行政局行政課)